

令和8年2月26日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	(欠番)	
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育長	吉	牟田	一	広
政	策総務部長	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	岩	下	善	孝
産	業部長兼農業委員会事務局長	山	崎	公	和
建	設環境部長	山	浦	康	則
会	計管理者兼会計課長	高	本	将	行
総	務課長	嶋	江	克	彰
総	務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	岡	弘	樹
人	権・同和対策課長	山	崎	智	香子
政	策調整課長	中	村	祐	介
政	策調整監兼DX推進室長	三	ヶ島	正	和
広	報企画課長	田	中	美	穂
財	政課長	村	田	秀	哲
財	政課参事	森		隆	文
公	共施設マネジメント室長	中	尾	勝	徳
市	民課長	幸	尾	か	おる
税	務課長	山	口		洋
保	険健康課長	染	川	康	輔
福	祉課長	高	本	智	子
産	業支援課長	松	丸	環	大
商	工観光課長	中	尾	美	佐子
農	林水産課長	星	野	晃	希
建	設住宅課長	江	島	裕	臣
建	設住宅課参事	手	島	秀	康
都	市計画課長	堀		正	和
環	境下水道課長	山	口	秀	樹
環	境下水道課参事	橋	川	宜	明
水	道課長	中	村	浩	一郎
教	育次長兼教育総務課長	江	頭	憲	和
生	涯学習課長兼中央公民館長	山	口	徹	也

---

令和8年2月26日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 報告第1号  | 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）                           |
| 日程第2  | 議案第1号  | 専決処分事項の承認について（令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））（質疑、討論、採決）         |
| 日程第3  | 議案第8号  | 鹿島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託） |
| 日程第4  | 議案第9号  | 鹿島市地域経済牽引事業の促進のための課税免除に関する条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）  |
| 日程第5  | 議案第10号 | 鹿島市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）                   |
| 日程第6  | 議案第11号 | 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）                |
| 日程第7  | 議案第12号 | 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）     |
| 日程第8  | 議案第13号 | 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について<br>(質疑、討論、採決)             |
| 日程第9  | 議案第14号 | 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について（質疑、討論、採決）                    |
| 日程第10 | 議案第15号 | 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）              |
| 日程第11 | 議案第16号 | 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）             |
| 日程第12 | 議案第17号 | 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について<br>(質疑、討論、採決)              |
| 日程第13 | 議案第18号 | 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）について<br>(質疑、討論、採決)             |

---

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

ここでお諮りいたします。議案第1号及び議案第10号から議案第18号までの10議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第1号及び議案第10号から議案第18号までの10議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第1 報告第1号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1. 報告第1号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）についてであります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

おはようございます。環境下水道課から報告第1号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、次のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分は交通事故による損害の賠償で、事故の内容は庁用車による接触事故です。

事故の発生は令和7年10月15日で、場所は浜地区の国道207号から北舟津区へ入る市道住宅線の交差点付近です。

事故の概要ですが、職員が北舟津区の現地確認に向かう途中、国道207号太良方面から市道住宅線へ右折しようとした際に、鹿島市外方向から直進してきたバイクと接触したものです。相手方、職員、どちらもけがはございませんでした。

相手方は市内にお住まいの方で、令和8年1月14日に示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしました。

相手方への損害賠償金額53,178円は、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄われております。

公用車の運転につきましては、日頃から安全に十分配慮した運転をするよう心がけているところですが、改めて周囲の状況をしっかり確認し、ゆとりを持った運転を行うよう徹底を図ってまいります。

以上、御報告いたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

2番議員の宮崎です。よろしくお願いします。

本件事故において、鹿島市が損害賠償を行った法的根拠をお伺いします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

本件に関する賠償の根拠となる条文につきましては、民法715条の使用者等の責任において行うものでございます。

なお、国家賠償法第1条について少し御説明させていただきますと、国家賠償法第1条では、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」という規定がございます。ここで、公権力の行使に当たる場面なのかどうなのかというところがポイントになるかと思っております。

本件につきましては、現場確認に行く途中ということもありまして、この公権力の行使に該当しない可能性も考えられると思っております。ただし、該当しなかった場合においても、民法715条の使用者等の責任に該当するのは間違いのないと思っておりますので、この条文で損害賠償を行うというふうにしたものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

分かりました。

それでは、今回の本件のような市職員の公務中における過失につきましては、当然過去にも、これからも当然、人為的ミスですので発生するかと思います。それについては、一時的には国家賠償法に基づくものとして、そして、その次に民法715条、使用者、つまり市長の責任の下で損害賠償を行うことでよろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、民法よりも国家賠償法のほうが特別法の優先ということでありますので、まずは国家賠償法に該当するかどうかを検討した上で、それで該当しない場合

は民法の規定に基づいて損害賠償を行うという整理をしたところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

ないようでございますので、報告第1号は終わります。

## 日程第2 議案第1号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2．議案第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））であります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第1号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明しますので御準備をお願いします。

議案書の2ページをお願いします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案書の3ページは専決処分書です。

令和8年1月23日付で令和7年度一般会計補正予算（第6号）について専決処分したものです。

別冊の議案第1号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は緊急な対応が必要なものについて専決処分をしたもので、予算の総額に15,977千円を追加し、補正後の予算の総額を18,510,654千円としたものです。

2ページから3ページは今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略します。

4ページから5ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

6ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたしますので御準備をお願いします。

議案説明資料の1ページから3ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略します。

4ページをお願いします。

まず、上段の表、歳入について説明いたします。

ナンバー1の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費に対する県支出金で15,857千円を計上しています。

ナンバー2の衆議院議員総選挙啓発推進委託金は、同選挙の啓発推進経費に対する県支出金で120千円を計上しています。

次に、下段の表、歳出について御説明いたします。

ナンバー1の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、同選挙に要する経費として16,471千円を計上しています。

以上で報告を終わります。この専決処分事項につきまして、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

**○12番（伊東 茂君）**

12番議員の伊東です。よろしくお願いします。

今説明をいただきました、先日行われました衆議院選挙、ここに係る費用が補正という形で専決処分をされているわけです。金額的には16,000千円近く、非常に大きな金額が動いております。

今回の衆議院選挙、いろいろありましたが、本当に短期間の中で行われました。

それで、この補正の金額に対して特別異議はございませんが、選挙の公示から投開票まで期間が短いといいますか、そういうふうな中で行われた選挙だったんですが、多分、市の職員の方たちが様々なところで期日前投票の場所であったりされていたと思いますが、何かしらトラブル等はなかったのか、まずお聞きをしたいと思います。

**○議長（徳村博紀君）**

寺岡総務課参事。

**○総務課参事（寺岡弘樹君）**

お答えいたします。

今回の衆議院選挙につきましては、解散から公示までの期間が大変短かった、異例の短さだったということもありまして、選挙事務のミスというのはございませんけれども、その事務を行うに当たって通常どおりにいかない部分というのがありました。

それを幾つかお話しさせていただきますと、会計年度任用職員を選挙のたびに雇用して期日前投票の事務に入っていたくんですけれども、この分がいつもどおりの職員数を確保できなかったということがまず1つございました。

また、入場券のはがき送付も、やはり急なことでなかなか印刷が間に合わずに、実際、投

票日の5日前とか3日前ぐらいまでの間に皆さんにお届けする形になってしまい、結果として、期日前投票の最終日辺りになると多くの方が訪れられて、30分ぐらい行列ができた場面というのもあったということが、今回の短期間の中での期日前とか当日の投票など、そういったところでトラブルといいますか、いつもと対応が違ってきたなというところであったというふうに感じております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

やっぱり今おっしゃったように、入場券が遅れて、これは鹿島市に限らず、特に鹿島市と近隣の幾つかの市とかが一緒にあれをやっていると思いますから、太良町なんかは早く着いていましたよね。しかし、鹿島市は遅れていました。ただ、防災無線等で、それがなくても身分証明書があればできますよという放送はなされていたから、いいのかなど。最終的には投票率は前の選挙よりも悪くはなかったと思っておりますから。

私、開票の立会人をしておりましたが、そのときに、今回物すごく無効投票が多かった。この無効投票の基準というのが、私は見えていて、A候補、B候補の名前を、名字はA候補の名字、名前はB候補の名前を書いているのが相当多かったんですよ。これは案分できないのかなとか思ったりもするんですけど、そこの辺りは何を基準に無効と判断をなされているのか、御説明をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますとおりに、そのような投票があった場合、一番判断の基となるのが、その方が誰に投票をしようとしたか、その意図が表れているかどうかというのが一番のポイントになるかと思っております。もし名字をA候補の名字、名前をB候補の名前を併せて書いた場合というのは、どちらに投票をしようとしたのかという意図が酌み取れないということで無効になる場合に該当するのかなというふうには思っております。

ただ、無効にするものにつきましても、国から基準等が示されておりますので、それに基づいて判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。衆議院の選挙が終わって、次は本市は市長選挙があるわけですね。今年の暮れぐらいになったら今度は知事選とか、また来年は統一地方選とか、ずっと続いていくわけですね。そういう中で、間違いなくやるのが当たり前になってくるんですね。間違いが一つでもあったら大変なことになりますから。

今回、ずっと立会人で会場等を見ていて、ああ、よかったなと思ったのは、投票用紙の自動読み取り機というんですかね、あれを使ったから結果が出るのが相当早くなったなという気がします。昔は本当、11時、12時ぐらいまでならないと出なかったのが、9時過ぎぐらい。

それと、投票時間を少し夜のほうを切り上げていますよね。これというのは選挙管理委員会が決めるんですか。それとも市のほうで何か決めているんですか。今回も多分切り上げていると思うんですよ。この辺りはどういうふうになっていますか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

投票終了時間の繰上げにつきましては、選挙管理委員会で決定しているものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

選挙管理委員会が決めるということで、そしたら、その都度その都度、違う選挙のたびに投票の時間を繰り上げたりするんですか。それとも、これと同じように次の市長選挙も繰り上げるんですか。そこの辺りはもう決まっていますか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

投票終了時間の繰上げについてですけれども、選挙管理委員会としては今後の選挙を全て繰り上げて行うという方針であります。というのが、選挙ごとに時間を変えると有権者の皆様に混乱が生じることもありますので、基本的には変えずに、今、当日は夕方6時で投票を終わっておりますけど、今後もその方針でいくということでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。これで最後にします。

全体的に投票も、期日前投票から投開票日の最終日まで見ると、以前と比べたら期日前投票が相当多くなってきていますよね。皆さんも自分の好きな時間に、夜とかに投票に行けるということがいいなと思っております。

ほかの地区でされているのが、投開票の最終日というか、そのときにはスーパーに投票所を設置したりしていますよね。鹿島市の中にそんなに大きいショッピングセンターというのはないんですけど、いずれやはりそこの辺りも考えて、みんなが気軽に投票しやすいといいですか、そういうふうなものもう少し考えられたらなと思っておりますので、選挙管理委員会を含め、寺岡参事の担当課でも少し御協議をいただければと思っております。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第8号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 議案第8号 鹿島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

それでは、議案第8号 鹿島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案書は10ページから、議案説明資料は5ページからとなります。

議案10ページをお願いします。

提案理由ですが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定め

るため、この案を提出するものです。

議案11ページから23ページまでは制定する条例の条文を掲載しております。

条例の内容につきましては議案説明資料のほうで説明いたしますので、議案説明資料の5ページをお開きください。

1番目の制定理由です。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。

次に、2番目の乳児等通園支援事業についてでございますが、これはいわゆるこども誰でも通園制度になります。これは生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭が、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

乳児等通園支援事業は、市町村、または市町村の認可を受けた事業者が実施することができ、認可に関する基準につきましては、鹿島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を昨年10月に制定しています。

次に、3番目の給付についてでございますが、乳児等通園支援事業は、令和7年度までは地域子ども・子育て支援事業等として市町村の実情に応じて実施することとなっています。

令和8年度からは市町村の責務により全国で実施され、必要な費用は乳児等のための支援給付として子ども・子育て支援金が充てられます。市町村の認可を受けた事業者が実施する乳児等通園支援事業は、市町村が定める基準を満たすものとして確認を受けることで、乳児等のための支援給付の対象である特定乳児等通園支援事業となります。

市町村が行う確認の基準として、法の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営についての基準を条例で定める必要があります。

4番目の条例の概要でございます。鹿島市では、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に準じ、条例において3種類の基準を定めることとします。

1つ目は、国が定める基準に必ず適合しなければならない、従うべき基準です。

2つ目は、参酌すべき基準で、これは国の基準を参酌し、地域の実情に応じて定める基準となりますが、実情に応じて国と異なる基準とする特段の理由はないことから国の基準と同じ内容とします。

資料8ページをお願いします。

3つ目に、市独自の基準、暴力団の排除についてですが、鹿島市暴力団排除条例の理念にのっとり、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備することを第3条において定めています。

最後に、施行期日は公布の日としています。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願います。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第8号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

日程第4 議案第9号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4、議案第9号 鹿島市地域経済牽引事業の促進のための課税免除に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

それでは、議案第9号 鹿島市地域経済牽引事業の促進のための課税免除に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は24ページから、議案説明資料は9ページからとなります。

それでは、議案書の24ページをお開きください。

提案理由は、地域経済牽引事業を行う者に対し、固定資産税の課税を免除することにより、地域経済の発展を図るため、この案を提出するものでございます。

制定内容等につきましては議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の9ページをお願いいたします。

1の制定理由につきましては、先ほど提案理由で申したとおりでございます。

2、背景でございます。これまで本市では、地域産業振興の政策の一つとして、鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例に基づき、県条例、佐賀県企業立地の促進に関する条例の要件に該当し、市と立地に係る協定を締結した事業者に対して固定資産税相当額の奨励金交付などの支援措置を行ってまいりました。この制度は県と県内市町が連携して実施してきた独自施策であり、固定資産税の課税免除、または補助金等の交付を選択できる仕組みとなっております。

今後は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、地域未来投資促進法に基づく制度へ移行いたします。佐賀県基本計画に基づき、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出し、地域内の事業者には相当の経済的効果を及ぼす事業を地域経済牽引事業として位置づけ、県がその事業計画を承認する仕組みとなっております。この承認を

受けた事業者に対しては、税制措置、金融支援、規制の特例措置等の支援が講じられることとなっております。9ページの下は、それを図式化したものでございます。

本市におきましても県の制度と連動した支援体制を整備し、市内への投資促進及び企業の成長投資への支援強化に資するため、本条例を制定するものでございます。

10ページを御覧ください。

令和8年度以降の制度では、県においては、県内で地域経済牽引事業を新たに行う者を対象に、県税の課税免除を行うこととされております。また、これまで選択制だった企業立地促進補助金との併用が可能となります。

市においても県と同様に、市内で地域経済牽引事業を新たに行う者を対象に、固定資産税の課税免除及び企業立地促進補助金が併用できる制度へ移行いたします。

次に、3、条例の概要でございます。本条例は、地方税法第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業を市内で新たに行う事業者に対し、当該事業のために設置される施設のうち、家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に係る固定資産税について3年間課税を免除することができるようにするものです。

また、本条例の制定に伴い、現行の鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例は廃止することといたします。

これにより、従来の独自制度から法律に基づく制度へ移行し、国、県、市での一体的な支援を行う体制が整備できるものと考えております。

最後に、施行期日についてであります。令和8年4月1日としております。

本条例は、佐賀県基本計画の下で承認される地域経済牽引事業を対象とし、支援の枠組みを整備するものです。制度として整備することにより、今後、市内で承認事業が実施される場合に速やかに対応できる環境を整えることができるものとなっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質問ありませんか。3番笠継健吾議員。

#### ○3番（笠継健吾君）

3番議員の笠継健吾です。どうぞよろしく申し上げます。

大綱質疑ということですので、概要でもって確認をしていきたいというふうに思います。

まず、この促進区域と申しますのは、鹿島市が造成をされた工場団地のことでありますか。その工場団地のところを教えてください。

#### ○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

促進区域についてお答えいたします。

促進区域は県で指定するものでございまして、20市町全域が促進区域と指定されております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

我々がこのことを聞いて促進区域と思うのは、大村方工場団地とか谷田工場団地とか浜の工場団地と思いますが、それも当てはまるということでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

促進区域につきましては、議員がおっしゃった地域も含めて、市内全域が該当するものでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

簡潔に概要だけをお伺いしたいと思いますが、今回の条例の制定については、4月からその促進区域に条件を満たして、そこに設備をした家屋、構築物、そして土地、そういったものに対して3年間の固定資産税の免除を行うということですね。

今まではどういった優遇措置があったか、条例で今言ったような簡潔で分かりやすいようなところで結構ですので教えていただけますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

これまでの奨励措置についてお答えいたします。

これまでにつきましても、立地協定を締結した事業者につきましては課税免除相当額の奨励金の支援をいたしておりました。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

そのことについては説明資料の中に、優遇措置ということで奨励金を出しますと、固定資産税相当額等と補助金と。奨励金の固定資産税相当額を行っていたと。ここの内容を知っとかにかいかんとですけれども、例えば、何年間で幾らでというふうなところは分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

これまでの措置についてお答えいたします。

これまでは5年間、課税相当額の奨励金を交付しておりました。その後、引き続き5年間、半額の課税免除の措置を行っておりました。ただ、これまでにつきましては、課税免除の措置と補助金については選択制となっておりますが、今回の新たな制度につきましては、課税免除かつ補助金の交付、両方併用できるものとしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

分かりました。詳細は委員会ということですね。

鹿島市の主な促進特区というのは工場団地と思いますが、そこは昭和の終わりぐらいから平成の前までぐらいがピークで入っておりまして、そして、平成になって10年代、20年代に数社が入っているというような状況だと思います。

現在の優遇措置を受けている企業というのは今ありますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

この優遇措置を受ける事業所が市内に今あるかという御質問かと思えます。お答えいたします。

こちらにつきましては事業計画を立てないといけません。事業計画の御相談を今いただいている事業所はございませんが、そういったことが出てきた場合に速やかに対応できるように法の整備を進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

今言う工場団地で空いているところというのは今ありますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

今現在、工場団地に空いている敷地というのはございません。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

大方確認ができました。

こういった課税免除の制度とか利用されて、地域とか他市、そういった誘致企業とか、こういったところが鹿島市で起業、事業をされて、そして鹿島市が発展していけば、こういったものを利用していかなければいけないというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

2番議員の宮崎です。

先ほど御説明があったんですけども、この地域経済牽引事業というのはどのような事業なのか。具体的な事例等があれば、そういうところで分かりやすく御説明いただきたいんですけども。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

地域経済牽引事業とはどのような事業かということですが、まず、佐賀県の基本計画でございます地域経済牽引事業の事業要件といたしましては、地域の特性を活用した成長ものづくり分野、主に製造業でございます。産業集積のある産業については、半導体関連産業、医療・医薬品関連産業、輸送用機械関連産業、食品関連産業、そういったものが地域経済牽引事業の対象となり得るものでございます。

具体的な奨励につきましては、今、鹿島市でも計画が出ているわけではございませんので、今のところ具体的な奨励について申し上げるという段階ではございません。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

鹿島市ではということだったんですが、他の自治体でもあれば、こういったものですよと具体事例を出されたら分かりやすかったかなと思いますので、その辺を御答弁いただきました。

かったんですけれども。

それでは、この地域経済牽引事業によって、鹿島市の地域経済にとってどのような発展と好影響があると考えられるのか、その辺を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

こちらの地域経済牽引事業につきましては、もちろん新たな事業者様が進出していただくということも大きなメリットではあるかと思っておりますけれども、既存の製造業の事業者様につきましても十分計画を立てて設備投資などされる場合に活用し得るものでございますので、今、鹿島に立地されている製造業の事業者様についてもこれを活用していただいて、投資を促進していただけるという効果も見込めるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第9号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

#### 日程第5 議案第10号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5. 議案第10号 鹿島市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

議案第10号 鹿島市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書は28ページから、議案説明資料は12ページからでございます。

まず、議案書28ページをお願いします。

提案理由は、行政手続法の一部改正に準じ、不利益処分に係る通知について、インターネットによる閲覧等により必要な情報を確認できるようにするため、この案を提出するものです。

改正内容は29ページからになりますが、内容の説明につきましては議案説明資料で行います。

議案説明資料の14ページをお願いいたします。

改正理由は、行政手続法の一部改正に準じ、不利益処分に係る通知について、インター

ネットによる閲覧等により必要な情報を確認できるようにするため、所要の改正を行うもの  
でございます。

米印1にありますように、行政機関が行う不利益処分とは、法令、条例等に基づき、特定の  
者に対し、直接に義務を課し、またはその権利を制限する処分のことをいいます。例えば、  
許認可を取り消す処分や業務の停止命令の処分が、この不利益処分に当たります。

2の法及び条例の概要です。行政手続法は、法令に基づく処分、行政指導、命令等の手続  
に関して共通する事項を定めた法律で、このことにより行政運営の公正の確保と透明性の向  
上を図るものです。

ただし、市の条例・規則に基づく処分等にはこの法が適用されないため、法に準じて鹿島  
市行政手続条例を定めているところです。

なお、法及び条例は、行政手続の一般原則を規定するものであり、これ以外の個別の法律  
や条例で手続の内容に定めがある場合は、そちらの規定が優先して適用されることになりま  
す。

3の不利益処分に係る通知についてですが、不利益処分を行うときは、処分の原因となる  
事実について、相手方に意見を述べる機会を保障するため、その前に聴聞、または弁明の手  
続を取る必要があります。その旨については、書面により相手方に通知する必要があります  
が、その者の所在が判明しない場合は、現状では行政機関の掲示場に必要事項を記載した書  
面を2週間掲示することで、当該通知がその者に到達したとみなす公示送達を行うこととし  
ています。

今回、この書面掲示について、法が一部改正されることにより、インターネットによる公  
示送達が可能になります。

15ページをお願いします。

4の主な改正内容です。今回の条例の一部改正により、掲示板への書面掲示に加え、イン  
ターネットによる閲覧等、具体的には鹿島市ホームページでの公表が可能となります。これ  
により、当該対象者が実際に市役所に赴くことなく、ホームページ上で不利益処分に係る通  
知を確認できることとなります。

なお、施行期日は法に準じ令和8年5月21日とします。

新旧対照表は12ページ、13ページに掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第11号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6、議案第11号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第11号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は31ページから、議案説明資料は16ページからでございます。

それでは、議案書31ページをお願いいたします。

提案理由を申し上げます。子ども・子育て支援法等の一部改正による子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

改正条例の改め文でございます。改正内容等については議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の28ページをお願いいたします。

初めに、2の子ども・子育て支援金制度の創設について御説明いたします。

まず、背景として、少子化対策を抜本的に強化するため、国においてこども未来戦略の加速化プランが策定され、児童手当の拡充や育児休業給付の手取り10割相当の支給など子育て支援の拡充に取り組むこととされました。

また、子育て支援の拡充に必要な財源については、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、令和8年度から医療保険の保険料や保険税と併せて、子ども・子育て支援金として段階的に負担することとされています。

次に、保険料や保険税の賦課についてですが、令和8年度から現行の医療費分等の保険料や保険税と併せて、子ども・子育て支援納付金分を賦課徴収いたします。

また、現行の保険料や保険税に準じる形で、低所得者に対する軽減措置等と一定の支払い

限度を設ける措置を取ります。

また、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの子供、いわゆる高校生世代までの子供の均等割額は10割軽減され、その軽減された分は、低所得者の軽減措置等に相当する額が控除された上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとなります。

次に、3の主な改正内容でございますが、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金分として、佐賀県が示す標準保険税率に準じて定めることとしております。

具体的には次のページを御覧ください。

所得割率は0.25%、均等割額は1千円、18歳以上均等割額は100円、平等割額は700円としております。

最後に、4の施行期日は令和8年4月1日でございます。

なお、参考までに、現行税率と改正後税率の比較として1人当たりと1世帯当たりの保険税の年税額と、モデル別での比較として65歳以上夫婦世帯における7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしの試算例を記載していますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。7番樋口作二議員。

**○7番（樋口作二君）**

7番議員の樋口作二でございます。

この支援金につきましては、子供に対する支援ですけれども、全世帯、いわゆる子供がおられない家庭も負担するというので、問題になるんじゃないかということ全員協議会で申し上げましたけれども、まず、一番最初にこれが計画されたときには、恐らく500円ぐらいが追加されるんじゃないかなというふうなことで最初の計画を行っていたんじゃないかなと思いますけど、これを見ますと、2千円までいかないけど、それぐらいの額になったということで、大変大きな額になったと思うんですけど、その辺の額についての説明とかなんとかは国のほうからあったんでしょうか。

**○議長（徳村博紀君）**

染川保険健康課長。

**○保険健康課長（染川康輔君）**

それでは、お答えいたします。

以前、樋口議員のほうから、この子ども・子育て支援金に対しての一般質問をおいただきましたことがあると思います。多分そのときの試算を当時は答弁したかと思いますが、その当時の試算と今現在国からいただいている資料の試算というのは、同一の額ということとなっております。

ちなみに、国が示す医療保険加入者1人当たりの平均月額が、国民健康保険は250円とい

うふうに国は試算をしております。これは1人当たり平均月額です。先ほど私が申し上げた所得割率0.25%、均等割額1千円、18歳以上均等割額100円、平等割額700円につきましては、年税額ということで申し上げておりますので、少し差異はございますが、おおむね国が試算したような額になっているんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

それでは、もう一点お尋ねをしますが、先ほど保険料の賦課についての3番で、高校生年代までの子供の分は10割軽減をされるということですね。この軽減された分を、いわゆる18歳以上の大人といいますか、それが負担するということで、結構がめついなと思うんですけど、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えいたします。

樋口議員おっしゃるとおり、今回、子ども・子育てのための支援金という趣旨から、18歳未満の被保険者からは均等割を徴収しないということで決定しております。

その分の財源をどこで負担するかという問題になるかと思いますが、国が法で規定した内容では、18歳以上の被保険者からその分を徴収するというように規定をされております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

少子化が大きな問題となっておりますので、子供たちのために使われるということは非常にいいことかなと思います。本当に子供たちのためになるような使い道を考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東です。よろしく申し上げます。

今説明を聞いていて、もちろん国民全てが子ども・子育て支援をしていくことは必要だろうと思うんですけど、ちょっとここの中に書いてあるのが、本当にそうなのかなと。このこ

ども未来戦略というのが何をやってきたかと、大体が。名前だけで、結局、実のないような戦略をやってきたんじゃないかという疑問があるんですけど、全く担当課は国、県から言われたものをそのまま鹿島市の審議の中に盛り込むと、そういうことですかね。何かしらお聞きになったりはしていないんですか。

○議長（徳村博紀君）

染川保健健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、お答えします。

今回、子ども・子育て支援金が充当される事業について少し御説明したいと思います。

まず、児童手当の拡充、これは所得によらず支給の対象ということで決定しまして、支給期間を高校生世代まで延長されたというようなことがございます。

それから次に、妊婦のための支援給付という制度がございます。それも今回法制化されております。妊娠届出時に50千円、それから、妊娠している子供の数に合わせて50千円ということで、これは妊婦のために支給するという制度を今回法制化されております。

それから、先ほど議案審議の中で出ましたけど、こども誰でも通園制度につきましても、今回、子ども・子育て支援金が充当される事業ということになっております。

国のほうでは、そのほか育児時短就業給付とか育児期間中の国民年金保険料免除など、今回の子ども・子育て支援金で充当する事業として行うということで今決定しているところであります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

先ほど樋口議員からも話があったんですけど、次のページの29ページに書いてある、改正というか、これがなったら、1世帯当たりの給付金が4,608円と書いてあるんですよ。これは非常に大きいと思いませんか。だって、高齢者の方たちもこれになってくるわけでしょう。年金生活の方たちは大変じゃないですか。

そして、ここに書いてある、先ほど言われた児童手当、これを高校生まで、それはいいかも分かりません。育児休業給付、これは基本的に事業所でしょうもん。事業所が負担する分でしょうもん。その辺り全く議論がなっていないんじゃないですか。

先ほど樋口議員もおっしゃったように、みんなのできる範囲で支援しようということで、1千円程度とかそのくらいだったら私も納得がいくんですが、これは1人当たり2,781円と書いていないじゃないですか。あまりにも負担が大きいと思いますよ。私は違う形で子育て支援というのはできるんじゃないかなと思っています。もちろんこれは鹿島市だけではなく、

国、県であったり、そこの辺りにお願いをせんといかんとですけど、根本的に変えないと、ずっと市民の負担は増えていきますよ。毎回毎回、何か新しい制度をするたびに。

こういうふうな制度について、これを提案されたのは最終的には市長なんですけど、市長はどう思いますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

こういう制度、国のほうも、少子化で子育てということについていろんな施策を今出しておられます。その中で、今回、18歳以上の皆さん方に応分の負担をしていただいて子育て支援を皆さんでやっていこうという形になっています。

今おっしゃったように、平均的にはそういう金額になりますけど、高齢者の軽減策も講じておられますので、その分、この支援のほかのところでも高齢者とかそういう方たちの支援を行っておりますので、これを例えばどこかの年齢層だけ負担をしないというようなやり方をすると、またそれはいろんな制度上、大変な仕組みを変えなければいけないということになってくると思います。

これは国のほうで今までずっといろんな議論を重ねられてここまで来た制度です。鹿島市だけこれをやらないということであれば、国の制度を鹿島市だけ根本的に変えていくということになろうかと思っておりますので、国に準じて、これはこれとしてやっていただきます。

高齢者の支援については、また別途いろんな形の支援があろうかと思っておりますので、そういう形で市民の皆さんからの御負担をお願いするという形になっていると私たちは考えております。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

先ほど伊東議員のほうから、議案説明資料29ページの1世帯当たりの保険税額が4,608円負担になるということで御質問がありました。

4,608円はあくまで平均の金額でございます、例えば、その下にモデル別での比較ということでもしておりますけれども、いわゆる低所得世帯などには7割軽減という措置もありますので、そういった7割軽減の場合は、子ども・子育て分としては年間800円と。それから、5割軽減であると年間2,800円ということで、軽減世帯には、当然ですが、今回の賦課分についての軽減措置というもので配慮しているというような一面もございますので、お答えをいたします。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

これが平均の課税というのは分かっていますよ。その下に書いてありますよ、65歳以上夫婦、年金収入ともに1,800千円以下の場合は5割軽減と。それでも2,800円じゃないですか。私はこれも高いと言っているんですよ。

基本的にこういうふうなのは、これだけのお金が必要だからということで積算していったこの金額が出ているじゃないですか。今、本当に物価高であり、そして、景気がいいとは言えませんよ。鹿島市の中を見てみらんですか、企業さんもどこも大変だと言っていますよ。もちろん、そういうふうなところに勤めている市民も大変ですよ。

国がこれを言ってきたから、鹿島市だけはできないと。そうかも分からない。しかし、こういうふうなものに反対をする議員がいるのは必要だと私は思っているんですよ。だから、私はこれはおかしいと思っております。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第12号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第12号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

**○福祉課長（高本智子君）**

それでは、議案第12号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は37ページから、議案説明資料は31ページからとなります。

議案書37ページをお願いします。

提案理由ですが、ひとり親家庭等に係る医療費助成について、助成方法を変更することにより、医療機関等の窓口での一時負担や申請手続の負担を軽減するため、この案を提出するものです。

条例改正の内容につきましては議案説明資料のほうで御説明いたしますので、説明資料の31ページをお開きください。

31ページから33ページまでは新旧対照表となります。説明は省略いたします。

説明資料の34ページをお願いします。

1番目の改正理由は、先ほど申し上げましたとおり、助成方法を変更することにより、一時負担や申請手続の負担を軽減するため、所要の改正を行うものでございます。

2番目の背景ですが、現行は、ひとり親家庭等が医療機関等を受診した場合、償還払い方式により助成を行っています。医療費が高額の場合は助成を受けるまでの経済的負担が大きく、また、申請手続が必要であるため、申請の手間にかかる時間的負担も課題となっております。

令和8年11月から、医療機関等の窓口で受給資格証を提示することにより、その場で助成を受けることができる現物給付方式に移行し、ひとり親家庭等の負担軽減を図ります。

掲載している図は、現行の償還払い方式と現物給付方式変更後を比べたものになります。申請手続について、ひとり親家庭と市とのやり取りがなくなり、現物給付方式への変更後は、多忙で助成の申請ができなかった方なども助成を受けることができるようになります。

資料35ページをお願いします。

次に、3番目の主な改正内容でございます。助成の方法を償還払い方式から現物給付方式へ変更する内容の改正となっております。自己負担金について、改正後は1医療機関当たり一月500円を一部負担していただきますが、その月2回目以降は負担なしで受診、薬局は負担なしとなります。

最後に、施行期日は令和8年11月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第13号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8、議案第13号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第13号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は41ページから、説明資料は36ページからです。

議案書の41ページを御覧ください。

今回の提案理由ですが、災害時その他非常の場合において、他の水道事業者の指定を受けた者等が給水装置工事を行うことができるようにするため、この案を提出するものです。

議案書の42ページがその改正内容でございます。

改正の内容につきましては議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の38ページを御覧ください。

1、改正理由でございますが、災害時その他非常の場合において、他の水道事業者の指定を受けた者等が給水装置工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

続きまして、2、経緯でございますが、水道事業者が管理する配水管から宅内へ水を供給するための給水装置工事については、それぞれの市町村の水道事業者が指定する工事事業者、

または工事店、いわゆる指定給水装置工事事業者により工事を行うこととされております。

令和6年の能登半島地震では、指定給水装置工事事業者が不足し、給水装置工事の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化いたしました。

このため、令和7年4月22日、国交省より「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について」の通知により、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者等による給水装置工事の実施を可能とすることにより、早期復旧に対応することが示されております。

続きまして、3、主な改正内容でございますが、災害時その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者等が給水装置工事を行うことができるようにいたします。

施行期日は公布の日からとなります。

参考といたしまして、給水装置の図や、鹿島市における指定給水装置工事事業者の状況を記載しておりますので、御参照ください。

議案説明資料36ページにお戻りください。

ただいま御説明をいたしました条文の新旧対照表となります。

主な改正点といたしまして、第7条第1項に、「災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」の文言を追加しております。

また、同条第2項では、指定給水装置工事事業者等を定義しております。

そのほかは記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。10番勝屋弘貞議員。

**○10番（勝屋弘貞君）**

10番勝屋でございます。

災害時、緊急時における対応だということなんでしょうけれども、どう言ったらいいのかな、事業所自体がそういう災害とかなんかあったときに、やっぱり自分の仕事につながるわけですね。だから、そこの判断するところの基準というか、復旧自体は早急にやらにゃいかんというのはよく分かるんですけども、事業者としてはなるべく自分のところでやりたいのかなと、市内のですね。その辺りの判断をどうするのかと思って、ちょっと聞きたいんですよ。

**○議長（徳村博紀君）**

中村水道課長。

**○水道課長（中村浩一郎君）**

お答えいたします。

まず基本的に、市のほうに登録をされている給水工事店、こちらのほうが工事を行うというのが原則となっております。

今回想定されるのが、令和6年に起きました能登半島地震、その際、水道の本管が目の前の道路までは水が復旧しているんですが、家の中で使えない、やはり引込み管が破損して水が来ないという事態が特に問題となっております。そういった大規模災害の際にどうしても長期化して1か月2か月、水が使えないという状況を解消するための法律と認識しておりますので、まず基本的には水道工事店に登録されたところでお願いしたいと思っております。

ただ、どうしても人の手が足りないような、熊本とかそういった大規模地震等の災害のみ、こういったところでの判断かと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

その判断というのは、市内の指定業者あたりと相談、指摘業者のほうからもこれよりか早くはしきらんよみたいなの、そういうところを協議していくのか、または市長が判断されて、早急にせにゃいかんということで入れるよみたいなの感じなのか、その辺はどうなっていますか。どんな考えですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、とにかく地震等の災害で水が使えない、そういったところで、普通でしたら住民の方は地元の業者さんにお頼みされます。何かであったとき、10年前の大寒波のときもでしたけど、頼んだけど2か月3か月使えないということで、そういった御相談も受けたことがございます。

そういった状況を見ながら、おっしゃるとおり市内の工事店のほうにも状況を聞きながら、こういった対応が可能か、それでもやはり難しいという状態であれば、業者を呼び込むわけじゃなくて、来れる業者さんが対応できたらそういったところも認めますよという基本的なところがございますので、状況を見ながらそういった工事店も含めて判断をするべきかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第14号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第9 議案第14号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、議案第14号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明します。

議案書の43ページをお願いします。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものです。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書（第7号）の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から141,130千円を減額し、補正後の予算の総額を18,369,524千円とするものです。

翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費補正によります。

地方債の追加、変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから8ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

9ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正は、諸般の事情により予算を令和8年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧です。障害者施設物価高騰対策支援事業、以下18事業を令和8年度に繰り越して執行する予定としております。繰越理由等は議案説明資料の46、47ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

12ページをお願いします。

第3表 地方債補正です。農地中間管理機構事業、以下5事業、332,600千円を追加する

ものです。

13ページをお願いします。

保育所等整備事業、以下18事業は、事業費の確定などに伴い、総額568,100千円から132,300千円に変更するものです。

16ページから19ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっています。

20ページ以降につきましては歳入歳出の補正内容となっておりますが、内容の説明は別冊の議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の40ページから42ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略します。

43ページをお願いします。

主な歳入補正の概要です。

ナンバー1とナンバー2は、決算見込みに伴う確定額の増により、個人市民税を75,261千円、法人市民税を9,800千円、それぞれ増額しています。

ナンバー3の普通交付税は、再算定による額の変更決定により239,358千円を増額しています。

ナンバー4の障害者自立支援給付費負担金は、障害者施設給付費などの増額見込みにより41,040千円を増額しています。

ナンバー5の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、保育所等運営費の増額見込みにより115,491千円を増額しています。

ナンバー6の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の補正予算による物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援などの実施に伴い40,662千円を増額しています。

ナンバー7の学校施設環境改善交付金は、国の補正予算による内定額の増に伴い14,153千円を増額しています。

ナンバー8から10の寄附金は、キンビール株式会社様、鹿島ロータリークラブ様及び個人様からの寄附をそれぞれ計上しています。

44ページをお願いします。

ここからは主な歳出補正の概要です。

ナンバー1の基金積立金管理事業は、決算見込みに伴う公共施設建設基金積立金など130,872千円を増額しています。

ナンバー2の障害者施設給付事業は、障害者施設給付費の増額見込みにより63,577千円を増額しています。

ナンバー3の保育所等運営事業は、公定価格の単価改定などによる民間保育所運営費及び施設型給付費の増により224,523千円を増額しています。

ナンバー4の帯状疱疹ワクチン定期接種事業は、ワクチン接種委託料等の増額見込みによ

り12,197千円を増額しています。

ナンバー5の肥前鹿島駅前広場及び街路整備事業は、国の補正予算などに伴う事業の前倒しによる県工事負担金22,140千円を増額しています。

ナンバー6の地域防災緊急整備型事業は、国の補正予算に伴い、避難所の生活改善のためにテント式パーティションなどの資機材を整備する経費として8,900千円を計上しています。

ナンバー7の小学校長寿命化改良事業は、国の補正予算に伴い採択された浜小学校校舎長寿命化改良事業2期工事の増など、28,754千円を計上しています。

45ページをお願いします。

この表は、今回補正で計上しております国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策支援事業の一覧です。

ナンバー1は、保護者支援として、これまで実施している学校給食の食材費高騰対策補助金について、さらに米価格の12月以降の高騰分を補助する経費として2,090千円を増額するものです。

ナンバー2からナンバー5は、医療機関及び福祉施設支援として、物価高騰の影響を受けるそれぞれの事業所の安定的な事業運営を図るため、支援金を支給する経費として、合わせて20,890千円を計上しています。

ナンバー6からナンバー8は、事業者支援として、物価高騰の影響などを受ける畜産農家、酒米農家、酒造業の経営安定を図るための支援として、合わせて7,728千円を計上しています。

46ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

47ページをお願いします。

ナンバー19の合計欄、左から2列目の翌年度繰越額を御覧ください。合計18事業、総額803,460千円を令和8年度に繰り越す予定としております。

ナンバー20は、合計のうち11事業551,388千円が国の補正予算に伴うものとなっています。

48ページは、市債現在高の見込み調書、49ページは積立基金の状況です。内容は御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

**○4番（中村日出代君）**

4番の中村日出代です。

44ページの5の街路事業費、そのところの国の補正予算に伴うものの肥前鹿島駅前ロータリー及び街路整備事業の前倒し実施に伴う県工事負担金の増4,500千円、これを説明して

ください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

お答えをいたします。

県工事負担金の市負担分4,500千円の増といったところでして、これは年末からの国の補正予算がついたことで県の事業費が増加になったという部分ですけれども、これについては駅前の街路、県道部分になりますけれども、そのロータリー部分を含めたところの道路改良工事の補正がついたということで聞いております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

鹿島市の負担金は幾らですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

ただいまの国補正がついての県工事負担金、鹿島市が支出する額が4,500千円ということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

いや、これじゃなくて、合計で幾らになるんですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

すみません、質問の内容を確認させていただきますけれども、市の負担分は4,500千円ということでお答えをいたしたところでございましたけれども、全体に係る事業費としては30,000千円ということで、この15%が県工事負担金として市から支出する額ということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

用地買収の前倒し等に伴う増17,640千円、これは用地買収はどこですか。買収の場所。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

お答えをいたします。

これはいずれも県道部分ということになりますが、駅のダブルロータリーを形成している部分の用地の御相談ということで、事業費としては両方の用地の買収費ということで計上をされております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

県工事の部分を鹿島市が負担するわけですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

県工事負担金ですけれども、県が工事主体となっていく、例えば、街路事業の工事を鹿島市内でされる、県内どこでもですけれども、される場合は、その当該市町は15%を負担すると。これはほかの事業でも同様に負担をしておりますので、今回の事業においても同様に負担をするということで進めてございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

取得の面積を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

用地買収の当該箇所については存じ上げているところですが、その面積というところまでちょっと手元に持っていないという現状でございます。申し訳ないです。（「もう一回言って」と呼ぶ者あり）手元に資料を持っていないということでございます。申し訳ありません。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

いや、手元に持っていないって、17,640千円を上げてあるということは積算をしているわけでしょう。積算せんやったらこの金額を出されんじやなかですか。手元にあるとかないとかの問題じやなかですよね。予算に上げている以上は積算をぴしゃっとせんばいかんじやなかですか。面積に合わせて17,640千円は確定しているわけでしょう。そういうことはあり得んですね。

○議長（徳村博紀君）

すぐ分かりますか。——暫時休憩いたします。

午前中はこれにて休憩をいたします。

なお、午後の会議は午後1時から再開をいたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

それでは、お答えをいたします。

県工事負担金の分で用地補償の対象となる面積ですけれども、約で申し上げます。1,200平方メートルということでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、このロータリーが一般ロータリーか公共交通ロータリーかということですね。それで、ウォークブルの街路事業というところも入っているわけでしょう、このもらっている資料から見ると。7年6月25日に全員協議会資料をやったでしょう。これに載っておりますよね。肥前鹿島駅周辺整備事業補助事業区分ということで、ここにずっと書いてあつじやなかですか。そこに資料はなかですかね。

そこで、駅の前に一般ロータリー兼ウォークブル街路、それから、公共ロータリー兼ウォークブル街路となっておりますよね。この両方とも土地を買っているわけですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

少し説明のほうをさせていただくんですけども、用地買収に関しては、ロータリーの用地の両方側に今回は関係があります。これから御相談をしていくということですので、具体的なところは差し控えますけれども、その分は街路事業ということで取り組もうと。

もう一つ、県のほうでも取り組まれているウォークブル事業、これは景観とか歩行快適性を上げると、そういった事業が含まれるんですけども、それについては、駅前には電柱が乱立しておりますけれども、今回、あの周辺を無電柱化するという事業の分も含んだ17,640千円ということになっています。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

そしたら、用地を買収した分は市の所有になるんですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

今回、県道ですので、県の事業主体ということで買収をされますので、県道である以上は県の所有という形になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

用地買収の前倒し等に伴う増でしょう。増が17,640千円ですよ。先ほどもありましたように、県工事負担金増4,500千円。ということは、増が4,500千円、17,640千円であって、もともとの金額があるわけでしょう。先ほど全部の金額は幾らですかと聞いたら4,500千円と言われましたけど、違うですよ。増やけん、もともとの金額のあっじやなかですか、負担金の。それに4,500千円、17,640千円が増えたわけでしょう。そうとしか考えられんですよ。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

御説明をいたします。

ここの4,500千円にかかっているところは国の補正予算に伴うところということでして、事業内容としては道路改良工事の費用として増えているのが4,500千円ですということです。

用地買収とか、先ほど申し上げたウォークブルの無電柱化で増えるというのが17,640千円

ということになっています。

その補正前の額というのは、同じナンバーファイブの現計のところの事業費が17,760千円ということでありますので、これを当初予算においただきをして、今回の補正で22,140千円補正をさせていただいて、年額の計としては39,900千円ということでの御提案をさせていただいています。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

負担増ということは、ここに基本的なものがあって、それに増えたというのが普通言うじゃなかですか、負担増というとは。負担増というとは、ここに工事のお金があって、それに工事の前倒しの国の補正があって増えたわけでしょう。ここにももとの金額のあつじゃなかですか。この4,500千円にしても、17,640千円にしてもですよ。ただ単に負担金が増えたわけじゃなかでしょう。そこにももとの金額があって、そこに増ということがあるわけでしょう。その基本的なものがなかったら増も何もなかじゃなかですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

当初予算の姿から申し上げますと、用地買収関係、それとプラス無電柱化の部分で17,760千円がありました。この物件は、また別のところの用地買収を予定して進められてきた分でございます。

そして、今回、前倒し分というのは、本来であると令和8年度予算ぐらいで計画されていた分を前倒しするというので、新たに先ほどの1,200平米ほどが追加をされたというところになります。

国の補正予算に関する道路改良工、こちら当初は令和7年度に予定していなかったけれども、国の補正予算がついたので、今年度に前倒して予算を措置して、来年度早々から取りかかるといった内容になっています。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それじゃ、今のところ工事は全然進んでいないということですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

県工事負担金に係る部分についてですけれども、無電柱化ですと設計等、それから、今用地交渉等が行われているという段階で、工事にはかかっておりません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ここにまちなかウォークアブル推進事業、国交省補助金50%となつとつですね。このまちなかウォークアブル推進事業というのは、これは補正に関係ないですけど、説明していただければ、34ヘクタールの事業ですよ。34ヘクタールというたら34町、坪数でいうと10万2,000幾らでしょう。事業そのものは大手、東町まで入つですよ。それから、ポケットパーク4か所、今言われました無電柱化、地下にですよ。物すごく大きい事業ですよ。

この補正には関係ないから次の予算審議のときに質問しますけれども、大きい事業についてはもう少し議員にも説明をしてもらわんと、この事業そのものの——7年6月25日にこれは書いてありますけど、市が発表したウォークアブル事業の、ウォークアブル推進計画肥前鹿島駅周辺地区、佐賀県——ごめんなさい、鹿島市とありますけれども、それは3月に県のほうから計画が来つですよ、大きい計画が。その後この全員協議会の資料が作つてありますけれども、我々には説明が何もないですよ、このまちなかだけで。実際はこれからはあつと大手、東町まで計画があるわけでしょう。34ヘクタールといったらかなり大きいですよ。その計画の説明も我々議会に全然ないし、これは補正予算で質問しますけれども、事業についてももう少し詳しく説明をしてもらわんと、事業そのものは556,000千円ぐらいでしょう。そこら辺は次の予算審査特別委員会でお聞きしたいと思いますので、今日はこれで終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東です。

今回の補正予算の中でちょっと気になるのが、先ほど中村日出代議員が言った駅前のも気にはなるんですけど、その次のところに書いてある地域防災緊急整備型事業ということで、8,900千円使っている、多目的な簡易ベッド、テント式パーティション、スポットクーラーというのが書いてあるんですけど、これはどこに置くんですか、こういうふうなベッドを20台とか。東部中学校のあそこに入るのかなとか思ったりもしたんですけど、防災のところ。これはどこに置くんですか。教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まず、パーティションなんですけれども、これは10張りを6地区に配置しようと考えております。

それから、多目的簡易ベッドですけれども、既存の分が今22台あります。この既存の分と今回購入する20台を合わせて、それぞれ6台ずつ、地区公民館とエイブルに配備をする予定としております。

それから、スポットクーラーですが、各地区の公民館、鹿島以外に1台ずつ、あとは市役所で5台保管をしたいと考えております。

以上です。（発言する者あり）

今回のパーティションと多目的簡易ベッド、そしてスポットクーラーですけれども、まずパーティションにつきましては、今までの分は上からのぞけるようなものでした。今回のものはプライバシーを確保するもの、上からのぞけないものですね。赤ちゃんにおっぱいをやる際の授乳用とか、そういうときに使うものとしております。

それから、多目的な簡易ベッドですけれども、これにつきましては少し丈夫なものを、高齢者とか障害のある方でも使えるような丈夫な多目的簡易ベッドとしております。

それから、スポットクーラーですけれども、これにつきましては、各避難所で体調が悪いような方とか、避難所の受付をするときに、受付用としてスポットクーラーを利用するという事で考えております。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ちょっとメモを書ききらんやったけんがよく分からんやったとですけど、簡易ベッドも各地区の公民館に幾つつかやるんですかね。そうね。浜の公民館のことを考えてあれですけど、ベッドはカビとかは生えないんですか。夏場、体育館の中は物すごく高温になるんですけど、カビとかは。私は、これほどこちゃんとしたところに確保しておいたほうがいいんじゃないかなと。スポットクーラーも鹿島以外、各地区に1台ずつやるとかなんとか今説明があったんですけど、このほうが運ぶのは楽でしょうけど、あなたたちは。何か違うような気がするんですけど。

これは防災の緊急整備型事業となっているんですけど、どういう災害を想定されているんですか。水害、地震、何を想定しているんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

想定といたしましては、鹿島市でよく考えられるのは、水害のときに各避難所に市民の方が避難される、そのときに使うべきものだと考えております。ただ、大きな地震災害とかが発生したときも、そのときの状況に応じて、大きな体育館にたくさんの方が避難されるような状況にもなるかと思えますけれども、そのときにも利用したいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

そしたら、管理は各地区の公民館がするんですよね。さっき言ったベッドとか、カビとかは心配ないんですか。カビがつくとか生えるというか、ベッド。どうですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まずベッドですけれども、段ボールで作ったようなベッドは非常にカビが生えやすいということで聞いておりますので、そういうものではなくて、組立て式の通常の簡易ベッドというか、パイプがついていて、カビの生えにくいような、そういうものとしております。ですので、カビが生えるようなものではございません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

委員会によっては、所掌の委員会じゃなかったら委員協議会で聞いていなかったりするわけですよね、あなたの担当のところと委員会自体が違っていたら。そしたら、やっぱりこういうのは現物を見ないとよく分からないですよ。前、私が一般質問とかしたときに、当時の課長の岩下君がここに簡易のトイレを持ってきて説明をしたことがありましたけど、そこまでしろとは言いませんけど、もうちょっとこれは議会のやり方も考えて、映像を用いるとか、何かしら今後考えないといけないかなと思いますよ。そうしないと、今、ケーブルテレビを視聴されている方はどんなものかよく分からないと思います。だから、その辺りもまた今後考えてみていただければなと思います。

あと、先ほど中村議員がおっしゃった駅前の周辺整備、これは、この前の議会報告会るとき、私は東部地区の担当だったんですけど、担当課から頂いた資料を映像で、計画の地図を

出したりとか、あと、県が一番最初に出してきたイメージ図、駅はこんなイメージ図というのは、こんなんじゃ分からないとおっしゃいました。もうここまで工事が始まっているんだったら、私たちも議員として市民の方に説明する義務がありますよ。その前に議員が分かるような説明を担当課はしてください。県の事業だから関係ないじゃないですよ。市民の私たちは、市の場所、鹿島市にこれはするんだらうと、何で県が言うとおりにするんだと、そういうふうな意見も出ていますよ。

私はこの計画自体を否定はしませんけど、もっとこれは、基本的に県が45億円出してくれたということは、鹿島市にこれを造ってやって、どういうふうにご利用というか、できるのか、県から試されているわけじゃないですか。鹿島と太良は今から試されるんですよ。そういうのを考えたら、市民の方にも納得していただけるような施設である、そういう説明を今年1年間でやっていかないと、全くこれは、市民の人たちから何なんだと言われますよ。どうですか、堀課長。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

駅前整備について今お話がされました。先般、山口知事が鹿島に来られて、鹿島の未来を語るということで、この駅前の整備についても説明をなされました。四、五百人ぐらいの市民の方が来て話を聞かれましたけど、そこでもこのまちの駅の在り方、鹿島にとってどういうふうこれが未来の鹿島づくりに役立つのかというような話もされましたので、議員言われるように、我々執行部も、議員の皆さん方にも説明をしているんですけど、まだ十分でないということであれば、市議会、それから市民の皆さん方にもっと丁寧に説明していくべきだというふうに思いますし、我々もこの事業をやるからにはその責任を持っていますので、しっかりやっていきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。市長は今約束されましたから、そういうふうに議会に対しても市民に対してもしっかりとこれから説明をしていただき、順調に工事が進んでいくようお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

2番議員の宮崎です。

補正予算資料でいくと82ページになるんですけども、こちらに計上されている浜小学校校舎長寿命化改良事業、これについて補正予算で増額されております。

本年度、国庫補助金を申請されて、2度目の申請で採択を受けての増額ということで説明を受けています。従前の説明の中で、国の方針としては、長寿命化より学校再編を優先してとのことでありました。

今後、浜小学校以外の小・中学校施設長寿命化や、あるいは老朽化や耐震化によって同じような長寿命化改良工事が見込まれますが、本件同様な国庫補助金の判断、要は長寿命化より学校再編ということになると、同じく遅延が懸念されるんですけど、その辺をどのように対処を考えているか、お伺いします。

**○議長（徳村博紀君）**

江頭教育次長。

**○教育次長（江頭憲和君）**

お答えをいたします。

今、議員おっしゃっていただいたように、本市の浜小学校の長寿命化改良事業というのが採択が少し遅れて、年末に採択されたわけです。

国の予算計上の方針としては、当初予算のほうでは長寿命化改良工事みたいな改修工事よりも、例えば学校の再編をすとか、合併をすとか統合するとかいうようなところで今のところは予算がつくような形になっているということです。

これまでも補正予算が計上されたときに、長寿命化改良工事等の、改修工事等の予算が通ってきたというような実態があるわけですけども、当然予算額というのはなかなか改修工事については増えていかない状況でございます。当然、危険性とか、大きく壁が崩れたりとかいうようなケースがあれば、それは予算がつくのかなとは思っていますけれども、ただ古いだけとか、ただ雨漏りがしているだけとかいうことでは、予算のつき方が非常に厳しくなるとは思っているところです。

ただ、それはそれとして、先ほどありました本市の学校再編についても、これは新年度の予算等々でも御議論いただくとお思いますけれども、その検討を始める時期になっていると思っておりますので、今後、そこら辺についても考えていきたいというふうに思っているところです。

**○議長（徳村博紀君）**

2番宮崎幸宏議員。

**○2番（宮崎幸宏君）**

それと、小・中学校の学校施設の更新に当たっては、少子化に伴う学校の適正規模、適正配置も検討していかなければならないと、以前もこういったお伺いをしました。

現時点で、今回の浜小学校の長寿命化を含めて、その辺の学校の適正規模、適正配置の検

討はどのような方針、考えになっているか、いま一度お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

今、具体的に教育委員会としてこういう形がいいんじゃないかというのは絵を描いているわけではございません。そういうことですので、例えば、やはり学校関係者の方、あるいは議員の方、PTAの方を含めて、多様な出身の方に委員になっていただいて、当然専門家といますか、大学の先生あたりも入れたところで検討していきたいというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

次に、補正予算資料の72ページに計上されています商工業振興費についてなんですけれども、令和6年度におきまして、中心商店街の活性化や空き店舗の有効活用を目的として十字路交差点付近の空きビルを、約50,000千円ほどの交付金、補助金によりサテライトオフィスの整備がされたところです。このときの説明としましては、こちらの空きビルの活用を第1弾として、順次、中心商店街のその他の空き店舗も同様に整備を展開して、中心商店街を活性化していく方針との説明でありました。

ただ、今回の補正予算は減額となっております、本年度の補助あたりの内容を見ますと、第1弾のサテライトオフィスと均衡が保たれていない、小規模な補助になっているんですけれども、今年度、令和7年度において、その辺の中心商店街の活性化や空き店舗の有効活用をどのように考えられていたのか、計画等をお聞きします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

空き店舗の有効活用についてお答えいたします。

まず、サテライトオフィス整備事業につきましては、本市にもともと事務系オフィスを企業誘致するという観点からいきまして、本市に不足していました事務系企業の受皿といえますか、そういった機能を有する建物を整備するための基礎をつくるための実施という趣旨がございます。

空き店舗活用というのは空き店舗を活用した出店や創業を支援するものでありまして、もちろんどちらも中心商店街の活性化とか地域の活性化について資するものとしての趣旨は同じですけれども、政策の目的としては少し違うものであるのではないかなと考えております。

そういった中で、空き店舗活用につきましては、今年はまだちやど型整備支援事業ということを作成しまして、中心商店街地域で新たに宿泊施設をされる方について補助を整備する事業を立ち上げたところでございます。また、これまでどおり空き店舗の活用の事業ですとか、また、令和7年度新たに中心商店街や、商店街に限らず市内全域で創業される方について補助制度を設けたところでございます。

まちやど型整備支援事業につきましては、今年度は残念ながら手を挙げていただく事業者さんはございませんでしたけれども、検討されている事業者さんもあるというふうに聞いておりますので、そういった方と今後話を続けていきたいと思っております。

今後、空き店舗の活用については、現状の既存の政策も引き続き続けながらも、もし民間の活用で御提案があれば、市としてしっかりお話をお聞きしながら対応を検討していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

当然、国の交付金制度等も変わるところもありますので、全てが同じようにはできないと思うんですけれども、やはり中心商店街、公正公平な形でほかの空き店舗活用も考えてもらって、ほかの商店街の方から不平不満が出ないような整備、振興をしていただくようお願いいたします。

それと今度は、同じく補正予算資料の72ページに計上されています物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による酒造業原料米価格高騰緊急対策事業についてお聞きします。

米の高騰につきましては、当然、市民の方や飲食店の方にも多大に影響していると思いますが、今回、この補助メニューとしては酒蔵業者、酒造業者の方に限定されています。

それと、米価格としては高止まりして、今後は下落するような報道もある中で、なぜ酒造業者、業種を限定して補助することになったのかの理由ですね、要望書の提出があったとか、そういった事情、背景があればお伺いします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

今回の補正予算で酒蔵支援の補助金を創設した理由につきましてはですけれども、近年の米価格高騰による酒米価格の上昇という急激な経営環境の変化に対応するための緊急的な措置として計上したものでございます。

また、鹿島市において酒造業というのは、長年にわたり地域経済を支える地場産業であると同時に、日本酒文化という鹿島市固有の歴史、伝統を継承する重要な存在でございます。

また、観光振興や地域のブランド形成にも大きく寄与していただいておりますので、そういった影響は観光振興など幅広い分野に波及しております。とりわけ酒蔵については、酒米価格の高騰で、なかなか本当に造りたい量を造れないという事情がございまして、今回の支援はこうした地域経済の基幹的な産業について支援をするということで計上しているものでございます。

以上でございます。

**○議長（徳村博紀君）**

ほかに質疑はありませんか。10番勝屋弘貞議員。

**○10番（勝屋弘貞君）**

10番勝屋でございます。

44ページの地域防災緊急整備型事業についてお尋ね申し上げます。

多目的簡易ベッド20台、そして、テント式のパーティション60張り、スポットクーラーを10台ということで、結構高額だなと思って見ておりました。

多目的簡易ベッドについては45千円もするのかなと。また後でタブレットでも検索してもらえば分かりますけれども、20千円も出せば十分にいいのがあるんですよね。こんなに予算が要るのかなと。

テント式パーティションについてはキューブ型のもを買われるだろうと思うんだけど、大きさがファミリータイプとか個人タイプとかいろいろあるので、どういうのを買われるのか。

スポットクーラーにつきましては、通常使用ができるのかどうか。緊急時の避難のときしか使わないと非常にもったいないなと思うので、その辺りの考えはいかがでしょうか。

**○議長（徳村博紀君）**

嶋江総務課長。

**○総務課長（嶋江克彰君）**

お答えいたします。

まず、ベッドにつきましては、非常に高額ということですが、高齢者の方が寄りかかっても倒れないような頑丈なもので組立て式ということで、少し高額ですが、頑丈なものが必要だということで購入を考えております。

パーティションですが、先ほども申しましたように、授乳用とか、あるいは着替えなどのプライバシーに配慮したものであるということで考えております。

それから、スポットクーラーですが、いざというときにすぐ使えるようにということで各地区に1台ずつは置いておきますけれども、市役所にも一応5台置いて、ほかのイベントとかにも活用はしたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

そしたら、キューブ型の今度購入するパーティションというのは、授乳とかなんとかのときにだけ使うというわけじゃないでしょう。皆さん平等に使えるみたいな感じになるわけですね。

先ほど授乳云々とおっしゃいましたけど、大きさはファミリータイプなのか、その辺りはどうなんですか。いろいろ種類があると思いますよ。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

高さが2メートルぐらいあって、縦横も1メートル80ぐらいはあったかと思います。

避難所で危険なのは、上から見えるようにしておかないと、急に具合が悪くなった方を発見するのが遅れるということで、上からは見えるようにするのが基本でございます。これはどこからも見えないプライバシーを重視したものですので、授乳するときとか、あと着替えをするようなとき、そのときだけに使うものとして利用したいと考えています。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

高齢者用というか、体が不自由な方と高齢者向けに簡易ベッドを使うということなんですけれども、避難された方の絶対数がどれくらいなのか、災害によって違うと思いますけれども、じゃ、ベッドが使われない方は床にそのまま寝るといような形になるんでしょうか、避難しているときは。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

床に直接寝るということではなくて、下にエアマットですね——今、エアマットが1,000ぐらいストックがございますので、それを活用して休んでもらうということを想定しています。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。11号角田一美議員。

**○11番（角田一美君）**

11番議員の角田一美です。2点ほどお尋ねをいたします。

今回の3月議会、一般会計補正予算、総額で141,130千円の減額というふうになっております。その中でも、市民の皆様、あるいは企業の皆様が非常に物価高騰で大変苦しんでおられるということで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して、補正額、特に7年の12月補正でも応援券とかプレミアム商品券の発行事業とか、あるいは水道基本料の減免事業、こういったものに277,000千円程度実施していただいて、今回の補正で第2弾として62,894千円、学校給食費食材費高騰対策事業と医療機関物価高騰対策支援事業、総額で62,894千円ほど計上していただいておりますけれども、この中の内訳ですね、今回補正で計上していただいております62,894千円の中には、学校給食費の無償化、あるいは食材費高騰対策事業として取り組んでいただいている、いわゆる保護者への支援のほかに、今回、医療機関とか福祉施設への支援として高齢者福祉施設物価高騰対策支援事業に7,000千円、医療機関物価高騰対策支援事業に7,500千円、障害者施設物価高騰対策支援事業に3,000千円、それと保育所等物価高騰対策支援事業として3,390千円ほど計上して、そのほかに事業者への支援として、先ほど質問があつておりました酒米生産継続支援事業に2,088千円、配合飼料価格高騰対策支援事業に3,140千円、酒造業原料米価格高騰緊急対策事業に2,500千円ということで、総額62,894千円を今回補正で計上していただいておりますけれども、その中で、高齢者福祉施設、医療機関、障害者施設、保育所、こういったものに対する支援策を打ち出していただいておりますけれども、これがいろいろ県でも支援をしますということで、5月までをめどに申請をしてくださいということで県のホームページあたりに載っているんですけども、これと市が今回打ち出している事業との違いというのはどうなるか、同じ事業なのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

染川保険健康課長。

**○保険健康課長（染川康輔君）**

角田議員から高齢者福祉施設物価高騰対策支援事業と医療機関物価高騰対策支援事業についても御質問がありました。

保険健康課ではこの2つを所管しておりますので、私の知る範囲でお答えしたいと思いますけれども、高齢者福祉施設と医療機関の物価高騰対策支援事業につきましては、市のほうで物価高騰に係る医療福祉事業者等支援金交付要綱というのを定めて、それに基づいて支援をしているところです。この交付要綱においては、先ほどありました児童福祉法に規定する施設、保育施設、それから障害者の施設なども、同一の交付要綱を根拠に今回交付するものでございます。

なお、この物価高騰の対策に係る交付金につきましては、今年度も、令和6年度から繰越

しをして実施しております。今回、3月議会のほうで計上しておりますけれども、医療福祉事業者等支援金交付事業につきましては、その全額を繰り越して、来年度、主に執行するよ  
うな形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

福祉課で所管している福祉・障害者施設、また保育所等につきましても、先ほど保険健康課所管の医療機関と高齢者等施設の支援金の補助金交付要綱に同じく要綱を――要綱が一緒  
ですので、それを活用して支援金を給付するという形になっております。

内訳ですけど、障害者施設につきましては10法人ありますので、10法人に対して、規模が  
大きいところから小さいところまでありますので、上限額は500千円ですけれども、それを  
法人の規模に応じて、500千円上限なのか、100千円を上限とするという形で積算をしまして、  
総計が3,000千円ということになります。

保育所等につきましては、保育所と認定こども園、それから幼稚園になりますけれども、  
15か園に対して、児童の定員に応じて50人以下、また50人から100人以下、それから100人  
以上ということで、規模を分けまして積算しているところで、総額33,390千円の内訳となっ  
ております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今の角田議員の質問というのは、多分、県の事業と市の事業がダブルでもいいのか、どう  
違うのかという形だったと思えます。

市の事業につきましては、今、課長から説明したとおり、電気料金とか燃料費とかの上昇  
分について補助をするという仕組みになります。これはずっと以前からやってきております。

県の事業につきましては、これも多分前からだと思いますけど、基本的にこういった施設  
について、一律施設に、例えば80千円、100千円という施設、基があって、それにベッド当  
たり何千円、保育所の入所定員当たり何千円という加算をしていく、こういった計算の違い  
が出てきていると思えます。

ですので、ダブルで計上で補助金を交付することは可能かと思えます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

同じ物価高騰対策として県と市が同時期にこういったのがあっているものですから、そこら辺との兼ね合いで、ダブっているのかダブっていないのか。市の実施事業分については補助金交付要綱等をこれからつくって事業者にも周知徹底されると思いますけれども、鹿島市でやる分については電気料金、燃料費の物価上昇相当分ということで、約10%程度、いわゆる各施設、500千円を上限にやるということで、これから新年度に向けて実施されるということですが、早めの対応をひとつよろしく願いすると同時に、また県の事業実施分についても、いろんな兼ね合いで、どこら辺まで徹底されているのか、そこら辺をよろしく、もらえるものについては十分もらえるように御指導をお願いしたいというふうに思います。

内容については分かりましたけれども、もう一つ、今回補正額141,130千円の減額というふうになっておりますけれども、先ほどのような増額と同時に、大きな——予算説明書の63ページ、64ページにかけて、環境保全費の地域脱炭素移行・再エネ推進補助金として、いわゆる補助金を計上しながら、今回108,732千円の減額、今回140,000千円程度の減額の中に大きな要素を示している108,732千円の減額補正がなされておるわけです。これが前面に説明がなかったのも、この地域脱炭素移行・再エネ推進補助金を108,732千円減額せざるを得なかった理由、当初計画に対して実績がどのくらいなのか、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、当初、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金という環境省の補助金でございます。こちらは令和6年度に脱炭素重点対策実施地域ということで鹿島市が選定をされまして、令和6年度から令和10年度までの5年間、市内の脱炭素化を進める様々な事業に対して交付金を受けることになったということでございます。

今年度の現計予算としては140,000千円ほどで、実績が次年度への繰越しも含め33,000千円程度ということで、我々も市民向けの太陽光発電設備の設置補助を創設して、県内で最も手厚い補助制度として、創設したときは市民の皆様にもPRをしてきたところがございますけれども、こちらとしてもできるだけ多くの市民の皆様にも利用していただけるよう予算の確保を行ったところがございますが、実際申込みがちょっと少なかったというような経過がございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

脱炭素化に取り組むということで、令和6年度、環境省のほうから推進地区として、推進して取りかかって予算を今年度140,000千円計上して、先ほどの説明からしますと僅か33,000千円の実績しかなかったと。

我々も太陽光発電の推進によって環境に優しいまちづくりを非常に期待しているところですが、先ほど説明されました、ちょっとPR不足ということなんですけれども、今年度、太陽光発電の設置戸数としては大体何戸ぐらい予定をして、実績として何戸上がってきたのか、そこらをお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

それでは、令和7年の現年の予算でいきますと、太陽光設置が185戸、蓄電池が152戸ございます。

それから、令和6年の繰越分もありまして、そちらが太陽光の設置が43戸、蓄電池が3戸ということで、それを合わせると、太陽光設置が228戸、蓄電池が155戸ということで設置を予定しておりました。実際今ついたのが、太陽光が24戸、それから蓄電池が20戸でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11号角田一美議員。

○11番（角田一美君）

太陽光、計画228戸に対して24戸の実績と。蓄電池が155戸の計画に対して20戸といった形で、計画に対して1割ぐらいですよ。計画そのものがあまりにもずさんというか、計画が甘かったんじゃないかな。太陽光発電は必要な施設。投資してから、いわゆる電気料として回収するのに相当——最近は九電の買取り価格も低くて、回収するのに15年以上、20年と。そうすると、太陽光を設置するためにはある程度、設置場所としての屋根が相当新しいうちにつけなくちゃならない。そうした場合に、今まで太陽光をつける——新しい家はほとんどついてるんですよ、ある程度。だから、つけようと思っても、つける屋根の具合からつけられないと。

だから、この228戸が果たして妥当な計画だったのか、それとも市のPR不足なのか、そこら辺はもう一度検証すべきじゃないかと。新しい家とか、太陽光に採算として向くだろうという家は大体ついてるんですね。だから、もう一度、本当にこの太陽光を推進するに当たって、そこら辺どういう考えを持っておるのか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

### ○政策調整課長（中村祐介君）

我々も最初は本当に、できるだけ多くの市民の皆様に御利用いただくようにPRのほうをしてきたところです。あと、市内業者への説明会とかを行って、業者のほうからもPRをしてもらうということと、回覧版等を使って広報活動をしてきたところなんですけれども、先ほどありましたように、補助制度が充実しているとはいえ、必要のない人もいらっしゃいますし、あと、設置者には一定の自己負担が生じるというようなことが利用の伸びにつながらなかった一因ということでございます。

これに向けて国とも話をしております、制度の利用促進のために次年度への予算の繰越しとか、あと、こちらは今からPRをさらに進めていかななくてはならないんですけれども、事業者向けの補助制度の創設ですね、そういったものなどに方針転換をお願いしますと国のほうにこちらのほうからお願いをして、一応令和7年12月にその制度がスタートしたところでございますけれども、こちらとしても国との協議を深めながら、いろんなものに、市民向けの太陽光のほう伸びがあまり望めないようであれば事業所向けに転換をするだとか、あと、5年間の事業内容としては、公共施設の省エネ化とか、再生可能エネルギーを導入するだとか、例えば学校施設の空調設備だとか、そういうものにも柔軟に転換できるように国とは相談をしておりますし、実際、国も認めていただいて、そういうものに転換を図るような方向でいくものが出てきましたので、そういうことで柔軟に、その制度をなるべく鹿島のために、脱炭素化を進めるために、こちらのほうも制度としては柔軟に変えていきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○議長（徳村博紀君）

11号角田一美議員。

### ○11番（角田一美君）

分かりました。環境省もそこら辺の実情は御理解していただいて計画変更に対応してくれるということで、今後は企業向けにやるにしても、企業は採算性を重視しますので、採算が合わなければ取り組めないわけですので、十分そこら辺の採算性、この事業は個人の方でもこれを取り組んでみて、太陽光は非常にすばらしい制度だと思います。蓄電池を設置しておれば、太陽光で大体8割方ぐらいは、家庭で使う電気量分は太陽光で毎日発電して蓄電して、だから電気料の節約にもなるし、環境に非常に優しいですね。

ただ、投資が回収できるかどうかの判断で非常に市民の皆さんも悩んでおられると思いますので、そこら辺は十分市民の皆さんが納得いかれるような説明をして、普及をさらに進めていただきたいというふうに思います。大変でしょうけれども、せっかく環境省から脱炭素化として指定を受けた、県内でも先駆けて指定を受けたまちですので、それが成功するようにお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。ほかは何名ぐらいの方がいらっしゃいますか。

ここで10分程度休憩をしたいと思います。2時15分から再開いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

皆さんこんにちは。13番議員、福井正でございます。

1つだけ質問いたしますけれども、商工費です。商工費の72ページ、貸付金という費目がございます。この貸付金が20,000千円の減額補正なんですね。まず、なぜ減額なのかということの説明をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

貸付金の減額についてお答えいたします。

これまで商工中金にも20,000千円を割り当てておりましたけれども、商工中金の民営化に伴い、そちらの割当てについて今年度からやらないようになりましたので、その分について20,000千円減額となっております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ということは、商工中金の分が減ったということなんですね。

そしたら、借入れの人が少なくなったということではないんですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

借り入れる方が少なくなったわけではなくて、商工中金のほうは今年度から貸付けしなくなったということですが、それは最近実績としても上がっておりませんでしたので、これについては大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

商工中金の実績がなかったということであれば、20,000千円減っているということは、実質それぐらいいつもなっているということでもいいんですか。通常がこういう形で貸付けの状況だということでもいいんですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

議員おっしゃるように、市内の金融機関にはこれまでどおりの額で割当てをしておりますので、そちらについては影響はございません。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこまでは分かりました。

例えば、借りられる方ですね、設備資金と運転資金とあると思うんですけども、これについては設備資金が多いのか、運転資金が多いのか。これによって景気の問題も関わってくるものですから、その数字が分かったらお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

現在のところ、今の予定として大体の金額が固まって上がってきたものについて補正をしておりますので、運転資金などについては決算のときにお答えできればと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

であれば、例えば、昨年度の決算ではどういう状況だったのかなというのが気になるんですけれども、そこら辺は分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

この制度融資につきましては、信用保証協会の保証料を市のほうで負担する制度となっております。こちらの保証料につきましては、令和6年度に比べましても金額が増えておりますので、設備投資などの資金は活発になってきているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

設備投資が上がっているということは、景気が上向いているという判断でいいんですかね。私も商売人をやっていますけれども、なかなか商売をやっても世の中の景気のことまでなかなか分からないということがありますが、例えば、鹿島市の場合は景気が上向いているという判断をされているのかなという気がしたんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

保証料の多い少ないで一概に景気がよくなった悪くなったとは言えないと思っておりますが、確かに底堅い部分もあると思います。一方で、物価高騰ですとか、人件費の高騰ですとか、そういった部分での貸付けもあると思いますので、横ばいでなかなか厳しい事業者さんもあるということは間違いないと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

例えば、商売をされる方は借りるときに運転資金という費目がありますけれども、一番大事なのは設備資金をどれくらい使われるかということだと思んですが、設備資金ということは投資ですから、投資をする方がどれくらいいらっしゃるかなということによって、大体景気判断ができるんじゃないかと思うんですけども。

今日、この貸付けの中で、設備資金の割合というのはどれくらいの割合で増えていらっしゃるでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

すみません、先ほどの繰り返しになりますけれども、今金額がおおよそが固まって、運転資金、設備資金の詳細につきましては決算審査特別委員会などで報告させていただければと思っています。必要であれば、決算の状況が把握でき次第お伝えできればと思っています。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこは分かりました。

やはり設備投資が多いということは、世の中の景気の問題と関わっているものですから、設備が減少していたら景気がどうなのかなというふうな見方もできるものですから、そこによって鹿島の景気がいいのか悪いのかという判断もある程度できるところがあるものですから、こういう質問をしました。

ですから、もし——今日は答弁いただけないですけども、いずれそういうことが分かったら委員会等で説明をしていただいたらありがたいなと思います。そのときはよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第15号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第10. 議案第15号 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第15号 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は44ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということもあり、主に決算見込みや事業費の確定によるものとなります。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,221千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,804,412千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、5ページと6ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、7ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

1款1項1目．国民健康保険税は、医療給付費分現年課税分等の収入見込みにより59,105千円増額するものです。

8ページを御覧ください。

4款1項1目．保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金の決算見込みにより64,603千円増額するものです。

9ページを御覧ください。

6款2項1目．一般会計繰入金は、決算見込みにより4,487千円減額するものです。

続きまして、10ページを御覧ください。

ここからは歳出について主なものを説明いたします。

1款1項1目．一般管理費は、通信運搬費の減額等により184千円を減額するものです。

12ページを御覧ください。

2款1項1目．療養給付費は、決算見込みにより74,801千円増額するものです。

2目．療養費は、決算見込みにより2,977千円減額するものです。

13ページを御覧ください。

2款2項1目．高額療養費は、決算見込みにより22,661千円減額するものです。

2款5項1目．葬祭費は、決算見込みにより120千円増額するものです。

続きまして、15ページの3款1項1目．医療給付費分から17ページの3款3項1目．介護

納付金分までは、いずれも保険給付費等交付金等の決算見込みに伴う財源組替えとなります。

18ページを御覧ください。

5款1項1目．特定健診等事業費は、特定健診委託料等の減額により6,168千円減額するものです。

19ページを御覧ください。

5款2項1目．保健衛生費は、保険給付費等交付金の決算見込みに伴う財源組替えです。

3目．保健推進費は、決算見込みにより479千円減額するものです。

20ページを御覧ください。

8款1項2目．償還金は、過年度保険給付費交付金等の精算に伴う返還金として72,214千円増額するものです。

21ページを御覧ください。

9款1項1目．予備費は、今回の補正に伴う財源調整のため4,599千円増額するものです。

以上で議案第15号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第16号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第11．議案第16号 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第16号 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に

ついて説明いたします。

議案書は45ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということもあり、主に決算見込みや事業費の確定によるものとなります。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ583,299千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページと5ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

1款1項1目．特別徴収保険料は、決算見込みにより39,241千円減額するものです。

2目．普通徴収保険料は、決算見込みにより48,637千円増額するものです。

7ページを御覧ください。

3款1項1目．事務費繰入金は、広域連合共通経費負担金に対する一般会計からの繰入金ですが、決算見込みにより3,256千円減額するものです。

2目．保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する一般会計からの繰入金ですが、決算見込みにより3,266千円減額するものです。

続きまして、8ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。

2款1項1目．後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより2,874千円増額するものです。

以上で議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第17号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第12. 議案第17号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第17号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は46ページとなりますが、別冊の令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款. 資本的収入の既決予定額424,803千円に補正予定額129,000千円を追加し、補正後の予定額は553,803千円となります。補正予定額129,000千円の内訳ですが、第5項. 国庫補助金及び第6項. 企業債です。

次に、支出、第1款. 資本的支出の既決予定額672,593千円に補正予定額132,000千円を追加し、補正後の予定額は804,593千円となります。補正予定額132,000千円の内訳ですが、第1項. 建設改良費です。

なお、第2条本文中の2行目の末より記載しておりますとおり、今回の補正に伴い資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額250,790千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

2ページを御覧ください。

第3条、企業債は、予算第6条に定めた起債の限度額を補正するもので、補正前限度額412,100千円を補正後限度額498,100千円とします。

3ページからは附属書類です。

3ページは令和7年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、4ページ、5ページは令和7年度鹿島市水道事業予定キャッシュフロー計算書ですが、説明は省略いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

令和7年度鹿島市水道事業予定損益計算書ですが、補正後の当年度純利益を7ページの下

より4行目に記載しており、今回の補正により1,725千円を予定しているところです。

次に、8ページから11ページは令和7年度鹿島市水道事業予定貸借対照表ですが、説明は省略いたします。

12ページをお願いいたします。

令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）明細書について御説明いたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入、1款5項1目．国庫補助金は43,000千円の増額、これは社会資本整備総合交付金の交付を受け、増額するものでございます。

6項1目．企業債は86,000千円の増額で、これは久保山配水本管更新工事の増に伴う企業債を増額するものです。

次に、支出、1款1項3目．改良費は132,000千円の増額、これは久保山配水本管更新工事の増に伴い、配水管布設費を増額するものとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第18号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第13．議案第18号 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、議案第18号 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明します。

議案書は47ページとなりますが、別冊の令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）にて御説明しますので、御準備をお願いします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量ですが、(1)主要な建設改良事業として、(イ)管渠建設改良事業は補正予定額43,700千円を減額し、344,892千円とします。

(ロ)ポンプ場建設改良事業は、補正予定額2億円を増額し、591,720千円とします。

第3条、収益的収入及び支出でございます。予定額は税を含む額です。

収入、第1款、下水道事業収益は、補正予定額895千円を減額し、1,148,942千円となります。

支出、第1款、下水道事業費用は、補正予定額1,790千円を減額し、1,083,282千円となります。

2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧書き中、2つ目になりますが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額287,529千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,859千円、過年度分損益勘定留保資金119,163千円、当年度分損益勘定留保資金109,507千円で補てんするものとする。」に改めます。

次に、収支の補正額を説明します。予定額は税を含む額です。

収入、第1款、資本的収入は、補正予定額153,160千円を増額し、1,331,468千円とし、支出となる第1款、資本的支出は、補正予定額156,300千円を増額し、1,618,997千円とします。

3ページをお願いします。

第5条、企業債は、国の補正予算に伴って、予算第6条中の起債の限度額を720,000千円に増額します。

4ページ以降は附属書類となります。

4ページ、5ページは令和7年度鹿島市下水道事業会計予算実施計画変更ですが、説明は省略します。

6ページ、7ページは令和7年度鹿島市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書です。

7ページの下段の資金減少額は、前回の補正時よりも大きくなりましたので、期末の資金残高は371,212千円となります。

8ページ、9ページは予定損益計算書です。

9ページ下段の当年度純利益は、今回の補正で前回の補正より731千円の増額となり、10,764千円と見込んでいます。

10ページから12ページは予定貸借対照表ですが、説明は省略します。

13ページをお願いします。

令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）明細書です。表示は税を含む額とな

ります。

補正の主な内容を御説明します。

収益的収入ですが、1款2項4目。補助金は、南舟津雨水ポンプ場家屋事後調査業務委託の落札減に伴い、国庫補助金895千円を資本的収入に組み替えるため減額します。

収益的支出ですが、1款1項2目。ポンプ場費は、南舟津雨水ポンプ場家屋事後調査業務委託の落札減などにより、委託料1,790千円を減額するものです。

14ページをお願いします。

資本的収入ですが、1款1項1目。企業債は、国の補正予算に伴う西牟田雨水ポンプ場改築工事前倒し実施の財源などとして企業債1億円を増額します。

1目。国庫補助金は、先ほどの国の補正予算に伴う増額や補助金の減額などにより61,125千円を増額します。

また、1目。受益者負担金は、令和6年度未普及解消事業の繰越しにより賦課面積が減少したことにより7,965千円を減額します。

15ページをお願いします。

資本的支出ですが、1款1項1目。管渠建設改良費は、補助金の内示額の減に伴う補助事業と起債事業の組替えにより43,700千円を減額します。

また、2目。ポンプ場建設改良費は、国の補正予算に伴い、西牟田雨水ポンプ場改築工事前倒し実施などで2億円を増額します。

以上で令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明2月27日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分 散会